表山形県の項中「第四区分　春蚕繭
第五区分　初秋蚕繭
第六区分　晩秋蚕繭」を「
第四区分　そば
第五区分　春蚕繭
第六区分　初秋蚕繭
第七区分　晩秋蚕繭」に改め、同表茨城県の項中「第三区分　春蚕繭
第四区分　初秋蚕繭
第五区分　晩秋蚕繭」を「
第三区分　スイートコーン
第四区分　かぼちゃ」に改め、同表京都府の項中「第四区分　春蚕繭
第五区分　初秋蚕繭
第六区分　晩秋蚕繭」を「
第五区分　春蚕繭
第六区分　初秋蚕繭
第七区分　晩秋蚕繭」を削り、同表岡山県の項中「第五区分　春蚕繭
第六区分　初秋蚕繭
第七区分　晩秋蚕繭」を「」に改める。

○農林水産省告示第千五百十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十二年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十一年十月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

平成二十二年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	一、七八〇円　一、六〇〇円　一、四二〇円 一、二五〇円　一、〇七〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、〇四〇円　一、七八〇円　一、六〇〇円 一、四二〇円　一、二五〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、三一〇円　二、〇四〇円　一、七八〇円 一、六〇〇円　一、四二〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○経済産業省告示第三百九号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド

（二）　変更前の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　エンペラーインターナショナルスクエア9―10F　7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港

（三）　変更後の事業所の名称及び所在地　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　エンペラーインターナショナルスクエア9―10F　7　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港　テュフ　ラインランド　香港　リミテッド　ニッチセンター8F、14　ワン　タイ　ロード、クロン　ベイ、クロン、香港

（四）　変更年月日

平成二十一年十月五日

○環境省告示第四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

小笠原群島鳥獣保護区

二　区域

東京都小笠原村所在聟島列島、父島列島（父島列島の父島のうち、海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場、揚陸場（これに附帯する工作物を含む。）及びその周辺二十メートル以内の区域、境浦ダム常時満水位水面及び同ダム堰堤頂部の区域、長谷ダム常時満水位水面、同ダム堰堤頂部、同堰堤の延長線と同ダム常時満水位水面時の湖岸と同ダム管理道路に囲まれた区域及び同堰堤の北端を起点とし、同所から同堰堤の延長線を十メートル北進した地点に至り、同所から同湖岸と平行に北東へ進み、同道路との交点に至り、同所から同道路を南進し、同湖岸との交点に至り、同湖岸を西進し起点に至る線に囲まれた区域、並びに時雨ダム常時満水位水面と同ダム管理道路との交点を起点とし、同所から同道路を西進し同道路と同ダム放水路北側終点を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同ダム放水路北側終点に至り、八ッ瀬川右岸を西進し同河川と国有林二〇林班ら一小班との交点に至り、同所から同林班と同河川との境界線を南進し同河川左岸水際部から十メートル離れた地点へ至り、同所から同河川左岸水際部と平行に東進し同河川から同ダム放水路南側終点から南東へ十メートル離れた地点に至り、同所から標高二十六メートルの等高線へ最短距離で結ぶ直線を南東に進み標高二十六メートルの等高線との交点に至り、同所から標高二十六メートルの等高線を北進し同ダム堰堤南部との交点に至り、同所から同ダム常時満水位水面を東進し起点に至る線により囲まれた区域（並びに聟島列島の北之島、中之島、笹魚島、聟島、針之岩、媒島及び嫁島、並びに父島列島の孫島、瓢箪島、東島及び南島、並びに母島列島の母島（国有林三〇林班イ一小班とイ二小班との境界線の北端を起点とし、同所から同境界線を南西に進み同林班い小班とロ三小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同小班と同林班ほ小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同林班ロ三小班とロ二小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し母島平均海水面時の海岸線に至る線以南の区域に限る。）、三角岩、四本岩、鰹鳥島、中鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島及び妹島、姪島の各島の平均海面時の海岸線から沖合一キロメートル以内の海域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

小笠原群島は、東京から南方約千キロメートル離れた父島を中心に、北から聟島列島、父島列島、母島列島の三列島に大別される島々から成り、総面積は七十一・四平方キロメートルである。いずれも海中から隆起した海洋島で、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになったことがない。このような自然条件から、小笠原群島の動物相は貧弱であるが、